

*1月の総単位数×10.17(※新潟市の短期入所生活介護事業所の1単位の単価)の1割又は2割又は3割が介護報酬一部自己負担となります。

区分		項目	内容および料金				
介護報酬一部自己負担分	基本料金	単独型短期入所生活介護費(従来型個室・多床室)	要介護 1	645			
			要介護 2	715			
			要介護 3	787			
			要介護 4	856			
			要介護 5	926			
	加算	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合	1日につき	18		
		看護体制加算(Ⅲ・2)	常勤の看護職員を1名以上配置している場合	1日につき	6		
		看護体制加算(Ⅳ・2)	看護職員を常勤換算方法で入所者25またはその端数を増す毎に1名以上配置し、かつ24時間の連絡体制を確保している場合	1日につき	13		
		夜勤職員配置加算(Ⅰ)	夜勤を行う職員が最低基準(1名)を1以上上回っている場合	1日につき	13		
		個別機能訓練加算	専従の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置している。個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を適切に提供している。3月ごとに1回以上、居宅を訪問した上で、訓練内容を見直す	1日につき	56		
		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	提携する医療機関のリハビリ専門職と共同でアセスメントを行い上記内容と同等のサービスを行う場合。尚、個別機能訓練加算を算定している場合は月100単位の加算	1月につき	200		
医療連携強化加算		急変の予測や早期発見等のために、看護職員による定期的な巡視や、急変等が生じた場合の連携方法を予め定めた場合。算定者は「喀痰吸引」「人工膀胱」「経管栄養」「褥瘡」等の該当者	1日につき	58			
口腔連携強化加算		口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合	1月につき	50			
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		ご利用者様の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上でガイドラインに基づいた改善活動を継続的にしていること	1月につき	10			
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		介護職員の賃金改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合	1月につき	一月の総単位数×14.0%			
送迎加算	居宅と施設間の送迎を行った場合	片道につき	184				
介護報酬外自己負担分	食費および居住費(1日につき) ※「負担限度額認定証」をお持ちの方は記載の負担限度額が上限となります	利用者負担段階	市町村民税非課税の方で下記収入等により区分	食費	居住費		
					個室	多床室	
		第1段階	高齢福祉年金、生活保護受給者	300	380	0	
		第2段階	公的年金収入+合計所得80万以下	600	480	430	
		第3段階①	公的年金収入+合計所得80万超120万以下	1000	880	430	
		第3段階②	公的年金収入+合計所得120万超等	1300	880	430	
	上記以外の方		1500	1235	915		
おやつ代金	おやつを提供した場合	1食につき	150				
持ち込み電機製品使用料金	テレビ・電気毛布・ラジオなど持ち込み電化製品を使用した場合	1点/1日	100				
テレビレンタル料金(電気使用料金含む)	施設のテレビをレンタルした場合	1日につき	200				
送迎料金	居宅と施設間以外に送迎のご希望があり送迎を行った場合	1回につき	1800				

*いずれの加算も基準を満たした場合のみ算定させていただきます

*介護報酬改定により変更される場合もございますのでご了承ください

ショートステイ・ゆきよし とやの利用料金表

* 1月の総単位数×10.17(※新潟市の短期入所生活介護事業所の1単位の単価)の1割又は2割又は3割が介護報酬一部自己負担となります。

区分	項目	内容および料金				
介護報酬一部自己負担分	基本料金	単独型介護予防短期入所生活介護費(従来型個室・多床室)		要支援 1	479	
				要支援 2	596	
	加算	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合	1日につき	18	
		個別機能訓練加算	専従の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置している。個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を適切に提供している。3月ごとに1回以上、居宅を訪問した上で、訓練内容を見直す	1日につき	56	
		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	提携する医療機関のリハビリ専門職と共同でアセスメントを行い上記内容と同等のサービスを行う場合。尚、個別機能訓練加算を算定している場合は月100単位の加算	1月につき	200	
		医療連携強化加算	急変の予測や早期発見等のために、看護職員による定期的な巡視や、急変等が生じた場合の連携方法を予め定めた場合。算定者は「喀痰吸引」「人工膀胱」「経管栄養」「褥瘡」等の該当者	1日につき	58	
		口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合	1月につき	50	
		生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	ご利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上でガイドラインに基づいた改善活動を継続的にしていること	1月につき	10	
		介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合	1月につき		一月の総単位数×14.0%
送迎加算	居宅と施設間の送迎を行った場合	片道につき	184			
介護報酬外自己負担分	食費および居住費(1日につき) ※「負担限度額認定証」をお持ちの方は記載の負担限度額が上限となります	利用者負担段階	市町村民税非課税の方で下記収入等により区分	食費	居住費	
					個室	多床室
		第1段階	高齢福祉年金、生活保護受給者	300	380	0
		第2段階	公的年金収入+合計所得80万以下	600	480	430
		第3段階①	公的年金収入+合計所得80万超120万以下	1000	880	430
		第3段階②	公的年金収入+合計所得120万超等	1300	880	430
	上記以外の方		1500	1235	915	
おやつ代金	おやつを提供した場合	1食につき	150			
持ち込み電機製品使用料金	テレビ・電気毛布・ラジオなど持ち込み電化製品を使用した場合	1点/1日	100			
テレビレンタル料金(電気使用料金含む)	施設のテレビをレンタルした場合	1日につき	200			
送迎料金	居宅と施設間以外に送迎のご希望があり送迎を行った場合	1回につき	1800			

* いずれの加算も基準を満たした場合のみ算定させていただきます

* 介護報酬改定により変更される場合もございますのでご了承ください

段階別食費一覧

	朝食	昼食	夕食
第1段階		300円/1日	
第2段階		600円/1日	
第3段階①		1000円/1日	
第3段階②		1300円/1日	
上記以外	¥400	¥550	¥550